

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

◇公告

告

示

鳥取県告示第四百七十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一級国道五十三号線改築工事

三 立ち入るうとする土地の区域

鳥取県八頭郡智頭町大字山根埴師、

三吉、慶所、早瀬、野原、真鹿野、

奥本、大脊、西宇塚、河津原、東字

塚

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十八年 九月 一日から

昭和三十九年十二月三十一日まで

鳥取県告示第四百七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和38年9月10日 火曜日 鳥取県公報 第3461号

00986

昭和38年9月10日 火曜日 鳥取県公報 第3461号

昭和三十八年九月十日 鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取温泉特殊地域内における井戸掘さく届

別記様式
鳥取温泉特殊地域内における井戸掘さく届

氏名 住 所 登録の登録年月日
井上 照雄 米子市東福原一 烏医 九九七 八月二十二日
大橋 清作 鳥取市西町三の 五〇八 九九八 "

入江 正昭 東伯郡東伯町大字下伊勢四三八 九九六 "

武安美保子 米子市米原一 烏菜一四六 十五日

井戸掘さくの目的

井戸掘さくの理由

生年月日

掘さく地の地目及び地番並びに附近の状況

地目

地番

附近の状況 別添のとおり(周囲200メートル)

以内的見取図)

掘さく口径、深さ、その他
口径 センチメートル
深さ メートル

井戸掘さくの種類

工事施行者及び施工方法

工事施行者

鳥取県告示第3461号

鳥取温泉保護に関する措置基準(昭和三十九年六月、鳥取県告示第三百四号)の一部を次のとおり改正し、昭和三十八年十月一日から施行する。

昭和三十八年九月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

別記様式を次のように改める。

施行方法

1 着手及び完了の予定年月日

着手予定

完了予定

上記のとおり鳥取温泉保護に関する措置基準第8条の規定により関係書類を添えね届けします。

年 月 日

規定期間内に於ける井戸掘さく届

様式第1号

三朝温泉特殊地域内における井戸掘さく届

1 住所

1 職業、氏名

1 生年月日

1 井戸使用の目的

1 井戸掘さくの理由

1 掘さく地の地目及び地番並びに附近の状況

地目

地番

鳥取県告示第3461号

1 井戸掘さくの理由

1 掘さく地の地目及び地番並びに附近の状況

附近の状況 別添のとおり(周囲200メートル)

以内的見取図)

三朝温泉保護に関する措置基準(昭和三十九年六月、鳥

取県告示第三百二十九号)の一部を次のとおり改正し、

昭和三十八年十月一日から施行する。

昭和三十八年九月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

別記様式を次のように改める。

1 工事施行者及び施工方法

1 工事施行者

施行方法

1 着手及び完了の予定年月日

着手予定

完了予定

上記のとおり三朝温泉保護に関する措置基準第8条の規定により関係書類を添えお届けします。

地名、地番

地目

附近の状況 別添のとおり(周囲200メートル以内の見取図)

1 工事施行者及び施行方法

工事施行者

1 着手及び完了の予定年月日

着手予定

完了予定

上記のとおり三朝温泉保護に関する措置基準第9条の規定により関係書類を添えお届けします。

1 工事施行者及び施行方法

工事施行者

着手予定

完了予定

1 着手及び完了の予定年月日

着手予定

完了予定

00988

(第3種郵便物
印記)

第3461号

印記

00989

昭和38年9月10日 火曜日 鳥取県公報 第346号

31	い31	丸山 義一	37	い2	安達 直由
32	い42	篠山 守	38	い2	福住 年晃
33	い56	山口 高吉	39	い2	青砥 栄
34	い57	日野 幸治	40	い2	渡辺 正義
35	い78	今井 恒夫	41	い2	三原 茂
36	は5	今田 雄紀			

昭和三十八年九月十日 鳥取県公報 第346号 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
監 督 所 鳥取県印鑑課 (監督課長)